

第13回益城町使用料等審議会 議事要旨

◆ **日時** 令和4年5月26日(金) 10:00~11:50

◆ **場所** 益城町役場仮設庁舎別館2階 大会議室

◆ **出席委員** 6名 益城町 事務局3名

◆ **議事次第**

(委員紹介)

(副会長選任)

1. 開会

2. 審議会への諮問

3. 議事

(1) 使用料等の減免の判断基準について

(2) 答申(案)及び付帯意見について

4. 事務連絡

5. 閉会

◆ **議事要旨**

委員紹介(全委員)

副会長選任

➤ 委員の互選により、森永委員を副会長に選任した。

開会(議事次第1)

審議会への諮問(議事次第2)

➤ 使用料等の減免の判断基準について諮問があった。

使用料等の減免の判断基準について(議事次第3-(1))

➤ 事務局より、資料5 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針、資料6 益城町中期財政見通し(R3.9月)の説明。

➤ 事務局より、資料4-1 策定までの経緯、取組みの説明。

➤ 事務局より、資料4 使用料等の減免の判断基準(案)の説明

(討論の内容及び意見)

➤ (2)-④「益城町内に通勤及び通学する個人及び団体が利用するとき。」について、該当団体は町内料金となるが、予約についてはどうなるのか。現在、町内団体は2カ月前、町外団体は1カ月前からの申請だが。

・詳細については調査する必要があるが、町内団体として扱っていたと思う。

➤ せっかく良い制度ができていますので、予約についても料金と同様に扱った方が良いでしょう。説明もしやすい。

➤ 補助団体を減免するのはおかしいとの話があったが、どの団体がどの項目に該当するのか。表に追記すると分かりやすい。文章だけでは判断しにくい。

・減免の見直しについては、補助団体の減免は二重補助にあたり、早急に解消すべきという点からスタートしている。今回、補助団体のほとんどについて、これまで免除していたものを50%減額としている。

・本来、免除をなくし、その分を補助額に反映するのが妥当と考えているが、熊本地震で各団体の活動が縮小している中、一足飛びにはいけない。段階を踏んで行きたいと考えている。

・協議の中では、各減免団体について、減免額、補助額等を洗い出し、今後の対応を検討し、表に落とし込んだ。運用にあたっては、資料4ではなく、各団体の利用目的に応じた対応をまとめた表に基づいて、運用したいと考えている。新規団体については、これまで減免した団体を参考に、利用目的に応じた対応をすることになる。

- これまでの減免がなくなると、ショックを受けられるので、各団体には丁寧に説明をしていただきたい。また、混乱を招かないように運用してほしい。
 - ・今回の案が妥当と答申をいただいた場合、担当課から各団体に対して説明を行う。その中で激変緩和措置が必要となれば、対応していきたいと考えている。
- 二重補助はよろしくない。本来は施設を利用したすべての人が使用料を負担するべきであり、減免は一定の既得権益になっている。段階を踏んで、目指すべき姿にしてほしい。財政が厳しい中、将来の益城町のあり方をしっかり検討していただきたい。
- 財政見通しが厳しい中、支出を抑えて収入を得たいということだと思う。町外からも使用しやすいよう推進していくべきではないか。
- (1) -⑥について、練習なのか試合なのか、わからないのではないかと。
 - ・区別は難しい。モラルの問題。少年団については指導者研修会を設けているので、そういう機会に指導していくしかない。
- (2) -④については、町内に進出してくる大学の部活動を想定しているとのことだが、利用について協定を結ぶのも良いのではないかと。
- 趣旨には賛同できるが、使用料の詳細がわからないと判断できない。ただ、50%減額が必要なのか。これを入れることで運用が複雑になる気がする。免除か、免除なしで決めた方が良い。
 - ・今まで免除だったところに満額支払いなさいとなる場合、各団体への説明も厳しいので、段階的に50%減額としている。将来的には、免除、免除なしの2択に持っていければいいと思っている。
- 各団体には、50%減額で終わりではなく、今後も改定していくことも含めて説明するようお願いしたい。
- 50%減額は各団体ありがたいと思う。いきなり免除なしになると運営が厳しくなると思う。
- 基本は受益者負担。利用状況が悪い団体には貸さないという対応も必要では。貸す側が決まりを作ることが大事。
- 各種団体が使って当たり前となっているのではないかと。少しずつ意識を変えていく意味でも、使用料の改定は大事なことだと思う。

(討議の結果)

- **使用料等の減免の判断基準(案)については、適当と判断する。**

答申(案)及び付帯意見について(議事次第3-(2))

- 事務局より、配付資料(承認後)に沿って説明。

(主な意見/付帯意見)

- 今回策定した「使用料等の減免の判断基準」へのスムーズな移行を図ること。
 - ・すべての施設所管課が今回策定した「使用料等の減免の判断基準」をもとに、スムーズに移行、運用できるよう、配慮すること。また、各団体に対しては、混乱が生じないように、丁寧に説明を行うこと。
- 受益者負担の原則を目指し、検討を継続すること。
 - ・将来的には、50%減額をなくし、支援団体等に対する支援については、補助金に一本化するよう、継続して検討すること。

(主な意見/所見)

- デジタル化を推進し、施設利用の見える化を図り、空き時間の利用促進を図ること。また、オンライン決済の導入により、利用者の利便性を向上させること。
- 支援団体への補助金については、成果志向型となるよう、補助のあり方についても検討すること。

事務連絡

事務局より、今後の日程について、下記の内容を案内。

- 今回審議いただいた答申（案）を基に、6月24日（金）に井田会長から西村町長へ答申書を提出予定。
- その答申を受け、町は議会への説明、町民、各団体への告知を行う。
- 減免の判断基準の運用開始は、令和5年4月からとなる。
- 今後の審議会については、審査事項が生じた際に改めてご連絡させていただく。

閉会